

## 笠間市市民農園生き活き菜園「はなさか」利用上の注意点

### 1. 貸付条件

- (1) 貸付期間は4月1日から翌年3月31日までの1年間とします。空き区画がある場合には、継続可能となります。  
※継続の場合は、原則として現に耕作している区画となります。
- (2) 年度の途中より使用する場合は、使用を許可した日から3月31日までとします。
- (3) 使用区画数は原則、1世帯につき1区画です。ただし、空き区画がある場合を除きます。
- (4) 農園管理のために年数回の共同作業に従事していただきます。
- (5) 利用の際に出るゴミ、農作物等の処分は各自持ち帰りとなります。
- (6) 1区画の使用料は、10,000円／年です。ただし、年度の途中から使用する場合は、使用する日の属する月から月割計算により算定した額となります。(百円未満切捨て)
- (7) 使用料は、市が発行する納付書により会計課窓口及び金融機関(郵便局を除く)にて納付をお願いします。

### 2. 農作業での注意事項

- (1) 農薬は使用禁止です。
- (2) 建物及び工作物の設置はできません。ただし、栽培上必要な簡易な設備は設置可能です。
- (3) 営利目的のための栽培はできません。
- (4) 農地を使用者以外に貸してはいけません。
- (5) 栽培できる作物は野菜と花です。
- (6) 近隣の住民や他の利用者に迷惑をかけるようなことはしないでください。
- (7) 栽培に必要なのない物の搬入及び耕土の搬出はできません。
- (8) 作物に散水するときはジョウロを使用し、ホースの使用はできません。

### 3. 申込みできる方

- (1) 原則として、笠間市内に住所を有する方。  
※募集区画数に定員が達しない場合、市外に住所を有する方も対象とします。
- (2) 農業を営んでいない方。
- (3) 利用期間中、農園の適切な管理ができる方。
- (4) 共同作業(菜園管理のための清掃)に参加できる方。

#### 4. 栽培指導

(1) 原則、週1回、日曜日(午前9時から2時間程度)が指導日です。

ただし、指導員の都合により実施できない場合は、別な曜日に実施します。(掲示板で周知)

#### 5. 使用許可の取消し

(1) 2の項目に記載する事項(農作業での注意事項)に違反したとき。

(2) 農地を理由なく耕作しないとき。(適切な管理がなされていない場合も含む)

(3) 使用料の納入期限を1ヶ月経過しても支払わないとき。

#### 6. 農地の返還

(1) 市民農園をやめて農地を返す場合は、整地をして戻してください。

#### 7. その他

(1) 皆様へのお知らせは、個人への通知のほかに、農機具倉庫内に設置する掲示板に貼り出しますので、来園の際に確認してください。

(2) 原則として、車は農園の駐車場に停めてください。

(3) 農機具倉庫の鍵は、倉庫脇のボックスに備え付けてあります。農機具を利用される場合は、ご自身でシャッターを開けてご使用ください。開けた際、鍵は倉庫内の右側の壁にかけてください。

農機具を最後に使用された方が鍵を閉め、元あった場所に鍵をしまってください。鍵の持ち帰りは禁止といたします。

(4) 農機具倉庫の農機具を使用した場合は、水洗いをして元の場所に戻してください。

(5) 耕運機の使用はできません。(市が行う場合は除きます)

(6) 原則として、市民農園での農作業中のケガは個人の責任といたします。